

重要事項説明書

あなたに対する障害児通所支援サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）の提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は以下のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人社団 讃陽堂 松原病院
主たる事業所の所在地	香川県木田郡三木町大字池戸 3232 番地 1
法人種別	医療法人
代表者名	松原 玄明
電話番号	087-898-0620

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	児童発達支援センター Kusu の木
指定番号	香川県 3753400096 号
所在地	香川県木田郡三木町大字池戸 2340 番地 15
電話番号	087-899-6881

3. 目的

利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう適切な支援を行うことを目的とします。

4. ご利用事業所の職員体制

（１）児童発達支援

従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者	1 人	常勤兼務 1 人
児童発達支援管理責任者	1 人	常勤専従 1 人
嘱託医	1 人	非常勤専従 1 人
言語聴覚士	4 人	常勤兼務 3 人、非常勤兼務 1 人
保育士・児童指導員	7 人	常勤兼務 6 人、非常勤兼務 1 人
調理員	1 人	非常勤専従 1 人

※人員については、業務の都合により増員することがあります。

(2) 放課後等デイサービス

従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者	1 人	常勤兼務 1 人
児童発達支援管理責任者	1 人	常勤専従 1 人
言語聴覚士	4 人	常勤兼務 3 人、非常勤兼務 1 人
保育士・児童指導員	7 人	常勤兼務 6 人、非常勤兼務 1 人

※人員については、業務の都合により増員することがあります。

(3) 保育所等訪問支援

従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者	1 人	常勤兼務
児童発達支援管理責任者	1 人	常勤専従
訪問支援員	3 人	非常勤専従 2 人、非常勤兼務 1 人

※人員については、業務の都合により増員することがあります。

5. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日（年末年始、お盆、祝祭日を除く）
営業時間	午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分

6. サービス提供日及び提供時間

(1) 児童発達支援

サービス提供日	月曜日～土曜日（年末年始、お盆、祝祭日を除く）
サービス提供時間	午前 9 時 15 分～午後 3 時 00 分

(2) 放課後等デイサービス

サービス提供日	月曜日～土曜日（年末年始、お盆、祝祭日を除く）
サービス提供時間	午後 3 時 50 分～午後 5 時 30 分

(3) 保育所等訪問支援

サービス提供日	月曜日～土曜日（年末年始、お盆、祝祭日を除く）
サービス提供時間	午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分

7. 利用料

- ・ 障害児通所支援サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額若しくは利用者負担上限額とします。
- ・ 毎月の利用料は月末一ヶ月分の計算とし、翌月 15 日までに請求いたします

ので、25 日までに、利用時または事業所事務所にてお支払いください。

- ・ 料金については料金表（別紙様式（1））のとおりになります。

8. サービス提供地域

通常の事業の実施地域は、三木町、さぬき市、高松市（離島除く）区域となります。

9. サービス利用定員

- （1）児童発達支援：20名
- （2）放課後等デイサービス：10名

10. 個人情報の保護及び秘密保持について

- ・ 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしません。
- ・ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記しています。

11. 苦情の受付

事業者は、利用者からの本契約に基づくサービスに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる差別的な待遇を行いません。

苦情受付担当者	山田 邦浩（児童発達支援管理責任者） 087-899-6881
苦情解決責任者	佐伯 知己（管理者） 087-899-6881
第三者委員	横山 千春（株式会社 讃光 施設長） 087-840-2227

当事業所以外でも、ご相談や苦情の受付窓口があります。

香川県 障害福祉課	香川県高松市番町 4 丁目 1-10 087-832-3293
-----------	------------------------------------

12. 事故発生時の対応

- ・ 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- ・ 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- ・ 当事業所は損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

以上の内容を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者、説明者が署名捺印のうえ、各1通を利用者、事業者にて保管するものとします。

児童発達支援の提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

住所 香川県木田郡三木町大字池戸 2340 番地 15
事業者 医療法人社団 讃陽堂 松原病院
児童発達支援センター Kusu の木

説明者 氏名 ⑩

私は、サービス内容説明書および重要事項説明書に基づいて説明を受けました。

利用者

住所

氏名 ⑩

利用者家族（続柄： ）

住所

氏名 ⑩

児童発達支援センター Kusuの木 料金表

障害給付費対象分

○児童発達支援

サービス内容	単位数
児童発達支援給付費 区分1（30分以上1時間30分以下）	1,104 単位/日
児童発達支援給付費 区分2（1時間30分超3時間以下）	1,131 単位/日
児童発達支援給付費 区分3（3時間超5時間以下）	1,184 単位/日
中核機能強化加算（Ⅱ）	124 単位/日
個別サポート加算（Ⅰ）	120 単位/日
個別サポート加算（Ⅱ）	150 単位/日
児童指導員等加配加算	51 単位/日
専門的支援体制加算	41 単位/日
専門的支援実施加算	150 単位/回
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 単位/日
強度行動障害児支援加算	200 単位/月
欠席時対応加算	94 単位/回
利用者負担上限額管理加算	150 単位/月
家族支援加算（Ⅰ）ハ 事業所等で対面	100 単位/回
家族支援加算（Ⅰ）ニ オンライン	100 単位/回
家族支援加算（Ⅱ）イ 事業所等で対面	80 単位/日
家族支援加算（Ⅱ）ロ 事業所等で対面	60 単位/日
関係機関連携加算（Ⅰ）	250 単位/回
関係機関連携加算（Ⅱ）	200 単位/回
関係機関連携加算（Ⅲ）	150 単位/回
関係機関連携加算（Ⅳ）	200 単位/回
子育てサポート加算	80 単位/日
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位×13.1%/月

○放課後等デイサービス

サービス内容	単位数
放課後等デイサービス給付費 区分1（30分以上1時間30分以下）	287 単位/日
放課後等デイサービス給付費 区分2（1時間30分超3時間以下）	305 単位/日
中核機能事業所加算	75 単位/日
個別サポート加算（Ⅰ）イ	90 単位/日
個別サポート加算（Ⅰ）ロ	120 単位/日
個別サポート加算（Ⅱ）	150 単位/日

個別サポート加算（Ⅲ）	70 単位/日
児童指導員等加配加算	59 単位/日
専門的支援体制加算	49 単位/日
専門的支援実施加算	150 単位/回
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 単位/日
強度行動障害児支援加算	200 単位/月
欠席時対応加算	94 単位/回
利用者負担上限額管理加算	150 単位/月
家族支援加算（Ⅰ）ハ 事業所等で対面	100 単位/回
家族支援加算（Ⅰ）ニ オンライン	80 単位/回
家族支援加算（Ⅱ）イ 事業所等で対面	80 単位/日
家族支援加算（Ⅱ）ロ 事業所等で対面	60 単位/日
関係機関連携加算（Ⅰ）	250 単位/回
関係機関連携加算（Ⅱ）	200 単位/回
関係機関連携加算（Ⅲ）	150 単位/回
関係機関連携加算（Ⅳ）	200 単位/回
子育てサポート加算	80 単位/日
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位×13.4%/月

○保育所等訪問支援

サービス内容	単位数
保育所等訪問支援給付費	1,071 単位/日
訪問支援員特別加算	850 単位/日
初回加算	200 単位/月
多職種連携支援加算	200 単位/日
強度行動障害児支援加算	200 単位/月
欠席時対応加算	94 単位/回
利用者負担上限額管理加算	150 単位/月
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位×12.9%/月

障害給付費非対象分

サービス内容	単位数
おむつ	80 円/枚
おやつ代	50 円/回
給食費	250 円/回